

令和2年5月7日

保育施設関係事業
施設長各位

石垣市長 中山 義 隆
〔公 印 省 略〕

家庭内保育の協力要請の延長による施設運営のお願いについて（通知）

新型コロナウイルスの感染拡大防止についてご協力を頂き深く感謝申し上げます。

さて、4月23日付け発出文書『沖縄県実施方針「特措法に基づく緊急事態措置」による施設運営のお願いについて（通知）』により、令和2年4月23日から5月6日の期間における保育施設等の緊急事態措置対応を通知したところですが、国の緊急事態宣言の延長に伴い本市の保育施設等における家庭内保育の協力要請を下記のとおり令和2年5月31日まで延長することとなりました。

つきましては、引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みとして行っていただきますようご理解とご協力よろしくお願いいたします。

また、同日発出する保護者各位の文書につきましては、貴施設より通知していただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

- 家庭内保育の協力要請の期間延長について
保育所（認定こども園含む）に通所する乳幼児の保護者に対して、家庭内保育の協力要請期間を令和2年5月31日まで延長します。
- 保育所（幼保連携・認定こども園含む）の保育料等の日割り減額について
家庭内保育の協力要請の期間延長に伴い、自宅保育を行った保護者家庭においては、令和2年5月31日までの保育料等は日割り減額いたします。